第12次鳥獣保護管理事業計画（変更案）の概要

１　計画の名称

　　第12次鳥獣保護管理事業計画

２　計画の期間

　　平成29年４月１日から平成34年３月31日まで

３　計画の概要

　　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する　環境大臣が定めた鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に即して、県が行う鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた計画です。

　　計画には、鳥獣保護区や鳥獣の捕獲等の許可、第二種特定鳥獣管理計画等に関する事項を　　定めています。

４　変更内容

（1）　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正に伴う変更

　　①　対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直しに伴い、これまで県によるニホンジカの捕獲頭数制限の解除規定を削除する。

　　②　希少鳥獣（オオタカ）の指定解除に伴い、販売禁止鳥獣の追加及び販売目的を設定する。

（2）　キジ及びヤマドリの狩猟期間を短縮する期間を継続する。

（3）　ニホンジカの狩猟期間を延長する期間を継続する。

（4）　イノシシの狩猟期間を延長する期間を規定する。

５　変更後の計画の施行日

　　平成29年10月予定

　　（４（1）②については、国の法施行規則の施行に合わせて平成30年４月１日施行予定）